

## 処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項：第31条の6第2項第2号
処 分 の 概 要：無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の6第1項（処分移送通知書の送付） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第18条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙2「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準」のとおり
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：